

太陽光発電設備を設置された方へ

《固定資産税（償却資産）のお知らせ》

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。下記の『1 課税対象について』及び『2 課税対象となる償却資産』、『3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について』をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設備状況を確認してください。

課税の対象となる場合は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の資産状況を、資産の所在する市町村長に1月31日までに申告していただくことになっております。

1 課税対象について

	余剰買取	全量買取
	発電された電気を自家消費用に充て、残った電気を電力会社に売却	発電された電気の全量を電力会社に売却
個人 (住宅用)	【課税対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。 (申告は不要です。)	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。 (申告が必要となります。)
個人 (事業用)	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、発電出力量や余剰買取、全量買取にかかわらず事業用資産に該当します。(申告が必要となります。)	
法人	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、発電出力量や余剰買取、全量買取にかかわらず事業用資産に該当します。(申告が必要となります。)	

※売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年になります。

2 課税対象となる償却資産

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

太陽光発電設備について再生可能エネルギー発電設備に関する課税標準の特例の対象となる資産が以下のとおりとなります。

取得時期	平成30年4月1日～令和4年3月31日
対象設備	固定価格買取制度対象外 かつ 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの（10kw以上）
特例期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分
特例割合	① 発電出力が1000kw未満のもの→3分の2 ② 発電出力が1000kw以上のもの→4分の3
必要書類	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し (一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人日本環境協会発行)